

深夜電力契約等のお客さまにおける二重計量事例について（１）

１．発生場所 秋田県南秋田郡井川町内〔商店のお客さま〕

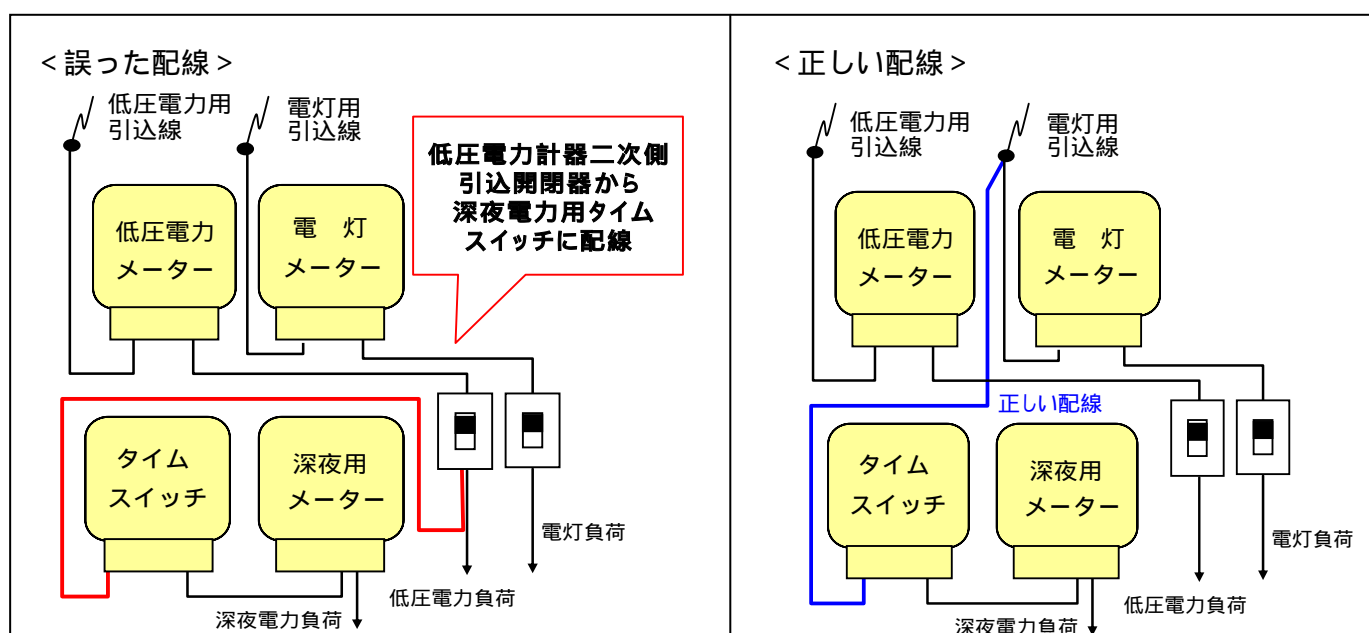
２．ご契約種別 深夜電力Ｂ（５ｋＷ）

３．これまでの経緯

- ・平成８年７月頃、お客さまから依頼された電気工事が計器移設工事を実施した際、同工事が誤って配線した。なお、当社の竣工検査については検査書類等の保存期間が過ぎており、記録を廃棄していることから確認できなかった。
- ・平成１９年６月２９日、経済産業省東北経済産業局の指示に基づく全数調査を実施した際、調査員の調査・確認が不十分で誤配線を発見できなかった。
- ・平成２１年１２月８日、業種が商店のお客さまを対象とした配線再調査において、二重計量を確認した。なお、平成１９年の全数調査時に当該個所の調査を実施した調査員の他の配線点検個所（８８件）については、今回の事例を除き全て適正であることを確認した。

４．誤配線の状況

本来、深夜電力用ＴＳには引込線で分岐して配線されるが、低圧電力契約計器二次側にある引込開閉器から深夜電力用ＴＳに配線されていた。



５．当該お客さまへの対応

- ・誤配線を発見した当日、当該お客さまに対し事情を説明し、多大なご迷惑をおかけしたことをお詫びするとともに、後日改修工事を実施した。
- ・過大に徴収した電気料金の払い戻しを行った。

以 上

深夜電力契約等のお客さまにおける二重計量事例について（２）

１．発生場所 新潟県小千谷市内〔商店のお客さま〕

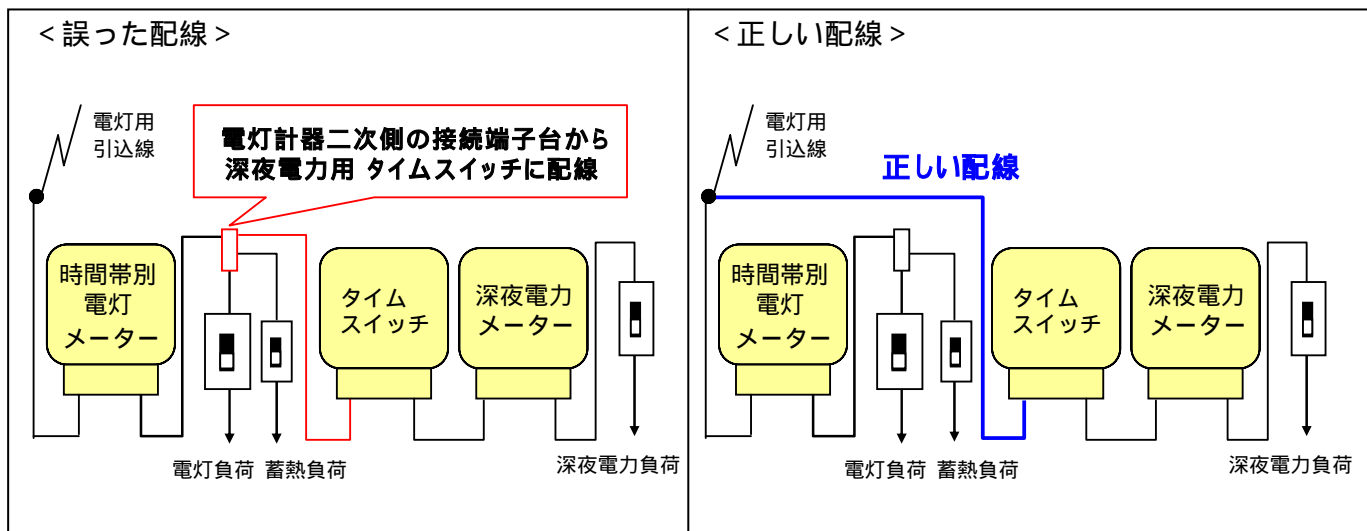
２．ご契約種別 時間帯別電灯(17kVA)

３．これまでの経緯

- ・平成１３年１月頃、お客さまから依頼された電気工事が、従量電灯Ｃ契約および深夜電力Ｂ契約から、時間帯別電灯Ａ契約への契約種別変更工事を実施した際に誤って配線し、委託調査員が竣工検査において誤配線を発見できなかった。
- ・平成１９年７月１３日、経済産業省東北経済産業局の指示に基づく全数調査を実施した際、調査員の調査・確認が不十分で誤配線を発見できなかった。
- ・平成２１年１２月２４日、業種が商店のお客さまを対象とした配線再調査において、二重計量を確認した。なお、平成１９年の全数調査時に当該個所の調査を実施した調査員の他の配線点検箇所（７７件）については、今回の事例を除き全て適正な配線であることを確認した。

４．誤配線の状況

本来、深夜電力用ＴＳには引込線で分岐して配線されるが、時間帯別電灯契約計器二次側にある接続端子台から深夜電力用ＴＳに配線されていた。



５．当該お客さまへの対応

- ・誤配線を発見した当日、当該お客さまに対し事情を説明し、多大なご迷惑をおかけしたことをお詫びするとともに、後日改修工事を実施した。
- ・過大に徴収した電気料金の払い戻しを行った。

以 上